

会 議 録

会議の名称	平成26年度第7回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成26年12月17日(水) 午後7時00分～午後9時00分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、石渡委員、小山委員、村野委員、土屋委員、野澤委員、千葉委員、山口委員、森本委員、十時委員、榎本委員、真鍋委員、大輪委員</p> <p>(市事務局)</p> <p>子ども家庭部 野口部長、野々村次長</p> <p>子ども総務課 星野課長、小澤課長補佐、幸野主任、木山主任、小林主任、熊木主事</p> <p>子育て支援課 森脇課長、八丁主査、木下係長、高橋係長</p> <p>子ども育成課 高柳課長、大石係長</p> <p>児童課 半井課長、小町課長補佐、森藤館長、小川主任</p> <p>地域福祉推進課 新井課長補佐</p> <p>●欠席者： 近藤職務代理、林委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者数	2人
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>3. 審議</p> <p>(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(素案)について 【資料 260701】 【資料 260702】</p> <p>4. 報告</p> <p>(1) 平成27年度以降の児童育成計画推進部会について 【資料 260704】</p> <p>(2) 保育施設の整備状況について 資料なし</p> <p>(3) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の整備等進捗状況 資料なし</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 会議日程について 【資料 260703】</p> <p>6. 閉会</p>				
問い合わせ先	担当	子ども総務課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3262)			
	ファックス番号	042-394-7399			

会 議 経 過

1. 開会

2. 事務連絡

○会長

しばらく間が空きましたが皆さんのご意見が反映された形で、「東村山市子ども・子育て支援事業計画」の素案が出ております。本日はこれがメインです。あらかじめご意見はいただいておりますが、改めて冊子を見て手直しが必要であれば、手直しをして、この会の共通認識としてパブリックコメントに出せるものにしていきたいと思います。まず事務局から、前回からの変更点と第4次総合計画後期基本計画の人口推計の変更点について説明をいただいてから審議に移りたいと思います。

3. 審議

(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

- ・ 第4次総合計画後期基本計画の人口推計の改訂に伴う変更及び素案の変更点について

○子ども総務課長

【資料 260702】【資料 260701】をもとに説明。

○子ども育成課長

【資料 260701】をもとに説明（18 ページ～21 ページの変更点）

○児童課長

【資料 260701】をもとに説明（23 ページ⑤について）

○会長

皆さんからあらかじめご意見はいただいておりますが、再度確認をしていきたいと思います。始めにM字型カーブについての説明がありましたが、何かご意見はありますか。17年度と比べると22年度は、子育て期間中に仕事を離れる女性が増えている、M字型の切り込みがより深くなっていることが、近隣の市と比べてもはっきりしている。これは、働かなくてもすむという方が増えているという見方もできるし、働きたくても働けないという見方もできる。近隣の市と比べて労働環境が異なるというわけでもなさそうなので、ゆとりのある方が東村山市に増えていると見る方が良いのかという気がします。他の市と比べて東村山市が様々な子育てサービスが不足しているため、M字カーブの切り込みが深くなっているのであれば、これからの5か年計画の中でニーズに応じていく事になるかと思えます。

それでは素案に入りたいと思います。

第1章について何かありますか。1ページの真ん中あたりに4行ほど新たに書き加えられていますがこの表現でよろしいですか。2ページ目は計画の位置づけ、4ページは調査の結

果です。本調査、補足調査ともそれぞれかなり高い回収率です。それでは第2章の10ページまでで何かお気づきの点があればどうぞ。

○A委員

9ページで「出産や育児といったライフイベントを経験しながら」とありますが、ライフイベントという使い方をされるのでしょうか。あまり聞き慣れない言葉ですが。

○会長

これは委員の方のご意見を入れてということですね。事務局の方でお答えできますか。

○子ども総務課長

少し柔らかい表現にするために事務局が入れました。

○会長

A委員は、ライフイベントという言葉があまり聞きなれないということですね。

○B委員

ライフイベントを外して、「出産や育児などを経験しながら」に変えてはどうか。

○会長

他の委員の方はいかがですか。あまり聞きなれないライフイベントという言葉を入れなくても、意味は十分通じるというご意見です。私もあまり聞き慣れていないのですが、どうでしょうか。基本的にはライフイベントを外して、文章の意味が通じるように直していただくようにお願いします。次に11ページから15ページまで、いかがでしょうか。私からは11ページの上から5行目ですが、「今後も子ども・大人・地域が」とありますが、子どもと大人は具体的な人物ですが、地域はエリアなので、「子ども・保護者・地域の人たち」の表現の方が正確かと思います。次に表現ですが、目指すべき将来像の『地域と共に すべての子どもと大人がいっしょに育つまち』の下の「子どもが大事にされ」は「子どもが大切にされ」の方が語感としていいように思います。大切にされるという方が、子どもが愛されるという感じが出て、共通の認識ができる気がします。

○C委員

前回、地域にこだわった発言をしましたが、14ページを見て地域がとても分かりやすくな

り良かったと思っています。15 ページの図で「子育て支援施設」、「福祉協力員」はどのような位置づけで、こういったものを想定されていますか。

○子ども総務課課長補佐

子育て支援施設につきましては、「子育てひろば」等を想定しています。福祉協力員とは社会福祉協議会の所屬で全 13 町にいらして、5 エリアの活動の中でも参加していただいています。これを想定しています。

○会長

子育て支援施設は地域子育て支援拠点事業にあたる部分ということですか。福祉協力員は全国的な名称になっているのですか。それとも東村山市独自のものですか。福祉協力員の中に児童関係で動く方はいますか。

○地域福祉推進課課長補佐

社会福祉協議会の福祉協力員さんにつきましては、東村山市社会福祉協議会独自の制度であると伺っています。同義の団体は他の自治体にもあると伺っています。福祉協力員は社会福祉協議会会員の中で市内に約 600 人いらして、高齢者の方が多く、地域のイベントに携わることが多いと聞いています。今後は様々なイベントに参加、開催しながらより若い人にアピールする活動をしていきたいと聞いています。

○C 委員

福祉協力員と民生委員、児童委員と 3 つの組織が並んでいますが、それ以外に私が属していた「青少年対策委員会」や「老人クラブ」などいろいろな組織がありますが、そういった団体はここには入ってこないのか疑問に感じました。福祉協力員に限定してしまうと実際に地域で活動しているグループがここに入らないのではないかと。もう一つ、子育て支援施設の中で、医療機関はここに入ってくるのか。もう少し具体的に書いてあれば、地域の人も取り組みやすくなると思います。

○会長

この図は新たに作成したのではなく、レインボープランの中の絵ですね。基本的に乳幼児を主体として考えれば、母子保健サービスはすごく大事な部分です。生まれる前から関わり、こんにちは赤ちゃん事業、養育家庭支援事業、児童虐待も出てきますし、母子保健と児童福祉分野の連携、東村山市で言えば、子ども家庭支援センターと保健センターの連携が大事な

部分だと思いますが、それがこの絵からはずれているような気がします。C委員の言われたことを全部網羅すると大変なので、「等」をつけて表すかどうか。今までのレインボープランの絵ではあるが、この絵を変えることが可能かどうか。600人の福祉協力員さんはシニアの方が多いということですが、今は地域といっても誰が現実に動いているかということ、女性も働いている方が増え、専業主婦で地域にいる方は少なくなっているし自営業も少なくなっている。そうすると地域に残るのは、シニア層でリタイアされた方が地域の強力な部隊となっている。民生・児童委員さんは肩書きを持って地域で活躍されている方で、重要な担い手です。地域と一言で言っても、地域で本当に動けるのは誰かという問題です。15ページまでで他にご意見はいかがでしょうか。

○A委員

15ページで、エリアネットワーク会議としてしまうとエリアネットワーク会議の構成員の表記になる。ネットワーク会議に出てきている人と、地域のネットワークの構成者を別に考えないとうまくいかないのではないかと思います。

○会長

良いご指摘をしていただいたと思います。エリアネットワーク会議だから会議のメンバーはこうですというのがこれまでの姿だと思いますので、地域でネットワークをどう組んでいるかを考えれば、他にもいろいろ入ってくる部分です。会議の構成でいくのか、ネットワークを作ってやっていくのか、ここにはめ込む絵については宿題にさせていただいて、会長、職務代理、事務局で最終的に打ち合わせさせていただくということでしょうか。

○C委員

教育・保育施設のところの教育はどの範囲までを言うのか。

○会長

子ども・子育て支援事業計画は学童だけが学年が入っていて、基本的には乳幼児ですね。文部科学省は意図的に幼稚園の事を学校と言っていますし、幼稚園教諭は教員とっています。一般の方は教育・保育施設というと小中学校をイメージされるかもしれません。

13ページの基本目標の1は親の立場です。安心して子どもを生み育てられるまちにします。2は教育、あるいはケアをする施設の立場で質を高めるということが書かれています。3は、地域全体でとなっており、親の立場と教育・保育施設と地域全体でという構成は、よくできていると思います。気になったのは、基本目標1の「障害児」は、「障害のある子」

とした方が良いと思います。一般的に教育福祉では、障害のある子という言い方で統一しています。

第3章の21ページまでで、お気づきの点は何かありますか。

○D委員

18ページの1号認定ですが、認定こども園の説明が下にありますが、これは幼保連携型の説明ですね。東村山市には、認定こども園は保育所型と幼稚園型、地方裁量型もあり、その説明がありません。保育所型の1号認定はここに含まれ、幼稚園型の2号認定は次のページにカウントされているはずなので、認定こども園の説明がこれだけだと片手落ちになるので、説明を入れてください。

○会長

ここは何か意図があったのでしょうか。

○子ども総務課長

補足説明の修正をします。

○A委員

発行が27年の3月現在であれば、21ページの<現在>のところで「予定しています。」の表現はおかしいし、保育所の増改築が3月中にできるかどうかで違ってくると思います。

○子ども育成課長

発行時期の問題もあり、パブリックコメントに向けてはこの方が良いのか、難しいところです。保育所の増改築については後程説明する予定ですが、工期等の関係で5月になる予定ですので、表現については調整をいたします。

○会長

表現をどうするかは最終的に決めさせていただきたいと思います。

○E委員

認定こども園についてお話しします。幼稚園型、保育所型、幼保連携型でも、学校教育・保育及び家庭における養育支援はすべて共通です。幼稚園は4時間の学校教育の時間の他、保育時間があり、そこは児童福祉法を鑑みつつ保育の要素を高めていこうというのが幼稚園型

で、保育所型は長い保育時間の中に学校教育の要素を持たせようということです。幼保連携型は両方入っている形となっています。新しい制度に向けて知っていただきたいことは、国の説明では保育所型認定こども園には1号の設置義務はないとのことで、教育、保育を一体的に提供することが必須要件です。東京都は1号を設置しなさいということです。今回会議の議題ではありませんが、1号と2号の国基準の保育料を比較した時に、1号の教育時間は週5日、1日4時間、保育の時間の大体1/4ぐらいです。1号認定でも利用の仕方でも2号認定と逆転してしまうという国の設定の仕方について、非常に悩んでいるところです。都や市がどういった部分で教育、保育に線を引くのか、合わせて計画を進めて行かないと認定こども園についても多くの矛盾がでてきてしまう。子ども・子育て会議も勉強して新制度に向けての準備を進めていただきたいと思います。

○会長

E委員のご意見は表現の問題よりも課題ということですか。

○E委員

表現をするにあたって、幼稚園型でも保育園型でも教育・保育の要素を盛り込んでいくということです。実在の施設と認定こども園について話が出たので実状の話をしました。認定こども園について、保護者に分かりやすく誤解のないような表記、補足説明をしないと広がっていかないとします。

○会長

事務局もよく受け止めていただいて、表現の工夫をしていただければと思います。それでは、22ページから29ページまでで何かお気づきの点はありますか。

○A委員

24ページの⑥子育て短期支援事業で、「3市共同で」とありますが、具体的にどこかを入れた方が良いでしょう。27ページの<現在>のところに「5か月間の利用者数は」とありますが、「開所から5か月間は」とか「25年の11月から26年の3月までは」と期間を入れた方が良いでしょう。

○会長

27ページは誤解のないようにということです。24ページの3市共同についてどういう表現にするか。具体的に書いても特に問題はないということでしょうか。他にはいかがですか。

○A委員

25 ページの⑨地域子育て支援拠点事業の〈今後〉で、「社会資源を活用した出張ひろばの実施を検討していきます。」とありますが、これは例えば萩山町で行われている福祉協力員さんが関わっている「親子のひろばどんぐり」などのことですか。

○会長

ここを「社会資源」という表現にすると抽象的で一般の方には分かりづらいですね。もっと具体的に書かれた方がよいということですね。

○子ども総務課課長補佐

今、ころころの森では秋津町にある白十字ホーム「秋津の里」のスペースを借りて、週に2回出張ひろばをやっています。国の規定で週に1回から2回、1日5時間以上開設をすることとなっていますので、その規定に沿ったものを想定しています。現在のところ、萩山のどんぐりは出張ひろばには入っていません。

○会長

何れにしても出張して行うので、具体的名称は入れないまでも「〇〇の施設を活用して行う」というようなことを補っていただいた方が良いと思います。

○D委員

地域子育て支援拠点事業の単位の「回」は何を示しているのですか。

○子ども総務課課長補佐

月に利用する回数です。例えば、平成27年度は月の平均の利用回数が4,628回ということですが。

○会長

利用者の数ですか。

○子ども総務課課長補佐

利用者の延べ人数です。量の見込みを出す時の表記がこのようになっています。

○D委員

何を指しているのか分かりにくいので、説明書きをするといいのではないかと思います。

○会長

出張ひろばも同じですか。親子で来ると1日1回という数え方ですか。それとも開設が年間で166回という意味ですか。

○子ども総務課課長補佐

こちらと同じで、0歳～2歳のお子さんが利用する延べ回数、延べ人数です。

○会長

回数の出し方は国の調査のマニュアル通りだけれども、一般の人が見たときに分かりづらい。市民の方には解説があった方が親切ですね。

○F委員

24 ページの⑦乳児家庭全戸訪問事業の〈今後〉の「早期に相談先」のところは、「早期に子育てに関する相談先」とした方が良いのではないかと。

○子育て支援課長

〈現在〉のところに「子育てに必要な」という文言が入っておりますが、検討いたします。

○G委員

23 ページの⑤児童クラブですが、27年度597人不足となっておりますが、実際に不足が出た場合には具体的にどうするのかお聞きしたい。

○児童課長

27年、28年につきましては、施設の増設は難しいと思っています。29年度には第2野火止児童クラブを改築予定であり、597人が実際に待機になるかどうか分かりませんが、弾力的な入会という方法で、児童の安全第一に受け入れていきたいと思っています。また、高学年の申し込み状況につきましても、新一年生を優先し入会の手続きを取っていきたいと考えています。

○G委員

小学校の余裕教室の利用と書いてありますが、利用は考えていないのですか。

○児童課長

教育委員会にお伺いしますと、小学校については余裕教室がないとのことですので、放課後子ども教室につきましても増設はできない状況とのこと。

○G委員

余裕教室がないのなら、文章から小学校の余裕教室を削除した方がよいのではないかと。

○児童課長

30年、31年に7施設と具体的な数字が出てきましたので、この時には学校と協議をさせていただきたいと考えています。余裕教室がないということですが、学校の近所の空き家を借りるなどの検討をしたいと思います。

○G委員

今、おっしゃったことを<今後>のところに文章では入れられないのですか。具体的ではないので入れられないということですね。

○会長

表に出す計画なので、微妙な部分の努力をするということは書きにくいと思います。外に向けて書ける部分で計画を作っているということだと思います。これまでの議論の中では実際には定員オーバーしても、それぞれが頑張っている現状であるという説明はありました。31年度になってゆとりができるということなので、厳しい状態であるということ公表している計画になっています。

○H委員

各事業に基本目標1とか基本目標2とありますが、事業と基本目標が合致していない事業もあるように思います。どのように理解すればいいのか説明をお願いします。

○子ども総務課長

各事業と13ページの基本目標のどの目標に関連するかを分かりやすくするために入れています。スペースの問題もあり、基本目標の番号のみの表記をしています。

○H委員

わかりました。

○会長

30 ページから 34 ページでお気づきの点はいかがでしょうか。

○B委員

32 ページの(4) 障害児施策の充実で、障害児の「害」は漢字を使わせていただきたいという説明がありましたが、それは東村山市ではひらがなは使わないという理解でよろしいですか。他市の場合は、ひらがなで示されています。

○会長

前にも議論があり、これまでの国の経過等も説明をいたしました。市の方ではいかがですか。

○子ども総務課長

市では漢字での表記となっています。先ほど会長からお話がありましたが、32 ページの(4) の文章中の「障害児等特別な」は「障害のある子等」という表現にしたいと思います。

○会長

残念ながら法律上は「害」を使っていて、常用漢字の改訂時には毎回テーマにはなっていますが、「碍」がなかなか常用漢字には入らない現状です。この計画に我々は参画していますが、行政計画なので最終的には東村山市に委ねることになり、市の考え方で策定することになります。東村山市は法律上決められている「害」を使うことになっているということですね。「障害児」は「障害のある子」という表現にさせていただきたいと思います。

○A委員

子ども・子育て会議の中でひらがなにするのが難しいのであれば、今後、市の団体から働きかけていきたいと思いますので、何かの機会に応援をよろしくお願いします。

○会長

それは市民の意見ですから、当然市に向かって要望を十分に出していただいでよろしいと

思います。

○C委員

33 ページの放課後子ども総合プランに基づく取組ですが、「計画的な整備等を進めます」と2行で示されています。前回にも申し上げましたが、全学年が放課後子ども総合プランに関わってくるので、今までと違って大きな変化をもたらすと思います。前回いただいた国の資料では、放課後子ども教室とか方向付けがされているので、それに基づいてももう少し具体的な取り組みが示されてもいいのではないかと。下に解説はあるが、市としてどうするかが示されていない。教育委員会との関係もあり、難しいとは思いますが、現実に放課後子ども教室をやっているところもありますので、それを踏まえながらもう少し具体的に示せないかと。

○児童課長

関係所管の教育部社会教育課と協議をしています。児童クラブについては各学校区にすべてありますので、今後について児童課としては「放課後子ども教室実施事業に児童クラブの子ども達が参加できるような取り組み、放課後子ども教室を新しく作るところについて、一体的な整備を下さい。」とありますので、今後行動計画を作らなければならないと考えています。具体的に検討していきたいと考えています。

○会長

今後、具体的に一体的に進めていく気持ちはあるけれど、現時点ではそこまで話が進んでいない、書けるところまで、詰め切れていないということでしょうか。

○C委員

この後に放課後に関する整備の進捗状況のご説明があるので、あまり具体的に言わなかったが、全学年に網がかぶさるだけに状況が変わってくるので、その点が一番気になり質問しました。

○会長

ゆとりある教室がなく、東村山市の学校の現状は今のところいっぱいであるという説明ですが、今後どう変化するか分かりませんし、一体的にという国の方針もあるので、できるだけその部分は取り込みながら進めていただければと思います。

○E委員

30 ページの（1）認定こども園の普及ですが、下から3行目に「新制度下での利用者負担の設定にあたり、現行の幼稚園等の利用者負担等の状況を考慮して設定するなど」とありますが、保育施設もこれから認定こども園になるところもありますし、教育及び保育の質の向上を保育園も幼稚園も垣根を取り払い目指して行く中で、実際には保育園と幼稚園の負担額の差がある。他市の例では、2号児の国基準の額と同率で幼稚園の1号児の設定を案として出している市もあります。そういうところは、幼稚園も保育園も両方が認定こども園になる上で、教育時間を設けるとか保育時間を拡充するということでも、いろいろな矛盾が取り払われます。これをすぐ実現するのは無理だと思いますが、保育園児との是正という言葉も含めていただきたい。このままだと、1号児で幼児教育を受けるのはお金がかかりますというのが、全く変わらないような気がします。教育と保育の負担の是正についても入れてほしい。

○会長

もう少し踏み込んで書けないかということですが、事務局いかがですか。

○子ども育成課長

保育料については、保育料等審議会で諮問して答申いただくことになっていますので、そちらとの整合を図っていきたいと思います。

○会長

審議会の意見を聞いて進めなければいけないということですね。

○E委員

事情は分かりました。よろしくお願いします。

○会長

意見があったことを考慮して進めてください。

○E委員

先ほど「害」の漢字についてご意見がありましたが、幼稚園、保育園の中で本当に壁になっています。32 ページの（4）の文章中の「障害児等特別な支援が必要な子ども」とありますが、「障害児等」を削除して「特別な支援が必要な子ども」とできないか。そうすれば、障

害児まではいっていないが手のかかる子どもの保護者の方も傷つかないので、市も少し考えていただければと思います。

○会長

私も先ほど、障害児というといかにもレッテルを張っている感じなので、「障害のある子ども等特別な支援が必要な」と書き換えていただきたいと申し上げたところです。障害があるかどうかは非常に分かりづらい。明らかに障害があると分かるお子さんもいれば、家庭環境など二次的に環境によって作られた障害もあり判断が付きにくい。幅の広い言いの方が適切だろうと思います。

私が気になったのは「啓発」という言葉がいくつか出て来ていますが、気が付かない人に開くという意味ですから、行政が使う言葉としては「啓発」は遠慮した方がいいのではないかと思います。広報とか普及という言葉に置き換えた方がいいのではないかと思います。

第5章はもし誤りがありましたら言ってください。他に全体を通して何か気がついたところがありますか。それでは、4. 報告に入ります。

4. 報告

(1) 平成 27 年度以降の児童育成計画推進部会について

○子ども総務課長

【資料 260704】をもとに説明。

- ・平成 27 年度以降の東村山子育てレインボープランの移管について

(2) 保育施設の整備状況について

○子ども育成課長

説明（資料なし）。

- ・認可保育所の増改築について
- ・小規模保育施設について
- ・本年度閉所施設について

(3) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の整備等進捗状況

○児童課長

説明（資料なし）。

- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の設置及び運営に関する基準案に関するパブリックコメントについて

- ・基準案の議会提出について
- ・平成27年度児童クラブの入会について

○会長

素案については、会長、職務代理、事務局で最終的な表現等を調整させていただくということよろしいでしょうか。それでは、素案についてはそのようにさせていただいてパブリックコメントにつなげたいと思います。今後の日程について事務局からお願いします。

5. その他

(1) 会議日程について

○子ども総務課長

【資料 260703】をもとに説明。

- ・東村山市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントについて
12月15日の市報で案内。実施予定 12月19日（金）～平成27年1月19日（月）
- ・平成26年度第8回東村山市子ども・子育て会議
平成27年1月29日（木）～2月4日（水）の間で開催予定。
- ・保育所・認定こども園の入所申込
保育所の申込は12月5日まで

○会長

今回の日程は開催予定期間の中で皆さんのご都合を聞いて決めるということよろしいですね。

6. 閉会

○子ども家庭部長あいさつ

○会長

皆さんのご協力を得まして、パブリックコメントにこぎつけることができました。ご協力ありがとうございました。